

特集

ワーク・ライフ・バランスの推進

鳥取県におけるワーク・ライフ・バランス

実現に向けた取組み

鳥取県企画部男女共同参画推進課

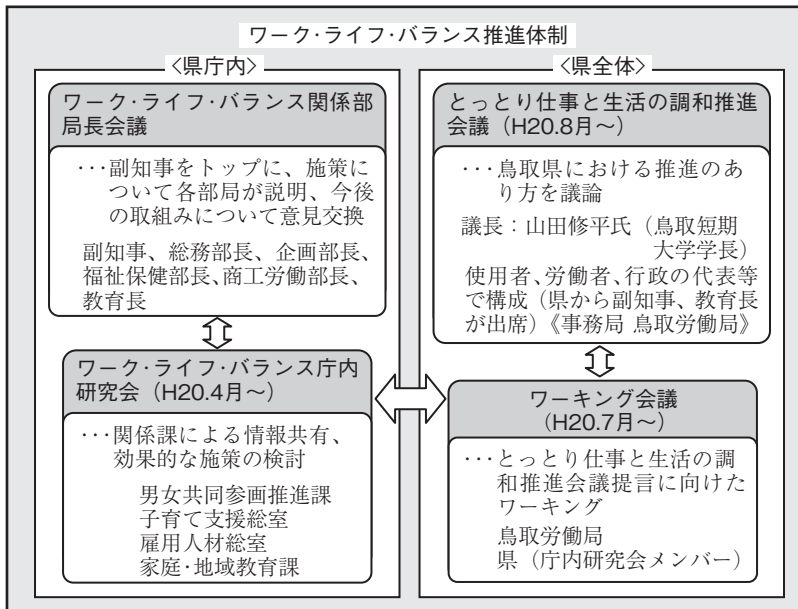
平成十九年十二月に策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、地方公共団体の取組みとして、地方の実情に即した、仕事と生活の調和の実現に向けた住民の理解や合意形成の促進、仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価するなど掲げられました。

鳥取県庁では、平成二十年四月に関係課による庁内研究会を組織し、本県におけるワーク・ライフ・バランスの推進に当たり、情報の共有、効果的な施策の検討・協力など関係部局間で連携し、ワーク・ライフ・バランス推進の取組みを図ることとしました。

庁内研究会のメンバーは、仕事と家庭の両立を推進する企画部男女共同参画推進課、子育て支援を行う福祉保健部子育て支援総室、企業の労務管理への助言・支援等を行う商工労働部雇用人材総室、家庭教育の充実を図る教育委員会事務局家庭・地域教育課で構成しています。

■ 庁内研究会による実情把握

地方の実情に即した取組みを進めるためには、まず、現状の把握が必要ということで、平成二十年九月から十一月にかけて、県内の企業経営者、労働者の方々との意見交換会を県内九会場で実施しました。



折しも、世界的な金融破綻による経済・雇用環境への厳しい影響が開始、企業経営者からは、一段と厳しい現状にあることが伺えました。

この意見交換により、課題と今後の方向として次のとおりまとめ、施策に反映していくこととしました。

〈課題と今後の方向〉

- ・経営者の意識改革
- ↓従来のセミナー、シンポジウムに加えて、ワーク・ライフ・バランスの取組み事例、効果、支援制度を、自らの経営問題として経営者に説明していく。
- ・社内でのコミュニケーションの充実
- ↓働きやすい職場環境を実現するための社内コミュニケーションの充実やきつかけづくりを支援
- ・子育て環境の整備
- ↓父親の育児参加に係る意識啓発、保育サービスの充実など、安心して子育てできる環境の整備

■ 本年度の主な取組み

一 企業への啓発・意識改革の取組み

ワーク・ライフ・バランス実現のためには、特に企業による自主的な取組みが欠かせないことから、経営者の理解に向けた取組みを行っています。

① 関心の少ない企業へのアプローチ

企業が集まる研修会など機会を捉えて、既に取組みを行っている企業に、直接、取組みの内容や効果などを伝えていただくことにより、企業の取組みを促進することとしています。

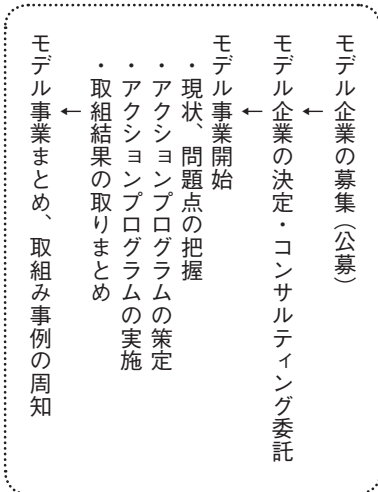
また、研修会等への参加がない企業へのアプローチとして、情報パンフレットを作成し、業界団体の集まり等で配布、説明するなどし、ワーク・ライフ・バランスを自らの経営問題として認識してもらえようアクセスします。

② モデル事業の実施

ワーク・ライフ・バランス推進に意欲のある中小

企業（モデル企業）を公募し、応募のあった三社に推進コンサルタント（社会保険労務士）を派遣して、取組みを支援します。

モデル事業では、成果が上がった事例等を広く周知することで、取組みを広げることがをねらいとしています。



二 職場環境改善の支援

県内の事業所における労務管理の向上を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進していくため、県下三地域に労務管理アドバイザー（社会保険労務士に委嘱）を各一名配置し、就業規則の制定・改正など労務管理に関する助言、国などの各種助成制度の紹介、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発等を行っています。

また、事業所等において労使を交えた働き方に関する社内研修等を、昼休憩や勤務時間外などの短時間を利用して実施する場合に、あらかじめ事業所等と相談の上、希望に応じた講師を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた主体的な取組みが促進されるよう意識啓発を行っています。

三 男性労働者の育児休業取得促進

県内の中小企業における仕事と子育ての両立支援を図るため、男性労働者に育児のための休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく「育児休業」又は企業が独自に設ける「育児のための休業（特別休暇等）」）を取得させた場合に、その事業主に対し奨励金を支給する「お父さんも子育てを！推奨事業」を次のとおり実施しています。

| 対象事業主 | 主たる事務所（本社）が県内にあり、かつ中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業の事業主 | | | | | | | | |
|----------------|---|-----------|------|----------------|---------|----------------|---------|-----------|----------|
| 主な支給要件 | 次のいずれにも該当すること。 ① 配偶者の出産後1年以内に、1週間以上継続して育児のための休業を取得していること。 ② 育児のための休業を平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に取得し、かつ終えていること。 ③ 育児のための休業を終えて職場に復帰した後、3ヵ月以上継続して雇用されていること。 | | | | | | | | |
| 支給額 | 取得した休業の期間に応じて次のとおり支給（1事業主2人まで） | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得した休業の期間</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続して1週間以上2週間未満</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>連続して2週間以上4週間未満</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>連続して4週間以上</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 取得した休業の期間 | 支給金額 | 連続して1週間以上2週間未満 | 50,000円 | 連続して2週間以上4週間未満 | 75,000円 | 連続して4週間以上 | 100,000円 |
| 取得した休業の期間 | 支給金額 | | | | | | | | |
| 連続して1週間以上2週間未満 | 50,000円 | | | | | | | | |
| 連続して2週間以上4週間未満 | 75,000円 | | | | | | | | |
| 連続して4週間以上 | 100,000円 | | | | | | | | |

四 企業認定、協定制度による企業の取組み促進

① 鳥取県男女共同参画推進企業認定制度

男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定しています。

認定の要件は、次の取組みを積極的に実施し、関係法令を遵守していることであり、平成十六年二月の制度創設から現在までに県内百九十八社（平成二十一年九月二十九日現在）を認定しています。

- ・ 仕事と家庭の両立支援の取組み
- ↳ 育児・介護休業関係の制度整備と取得促進に向けた取組み
- ・ 男女がともに働きやすい職場づくりの取組み
- ↳ 職場環境・職場風土を改善するための取組み
- ・ 男女均等な能力活用の取組み
- ↳ 男女が共に個性と能力を発揮できる職場づくりのための取組み

認定した企業の取組みを広く紹介することにより、多くの企業に、職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの取組みを進めていただくよう働きかけています。



② 鳥取県家庭教育推進協力企業制度

この制度は、家庭教育の充実に向けた職場環境づくりのため、企業・従業員を挙げて自主的に取り組む企業（協力企業）と鳥取県家庭教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進しようとする制度です。平成十七年十月に創設してから、

現在までに、県内二百二企業（平成二十一年七月二十四日現在）が協力企業として取り組んでいます。協力企業とは、主に県内において事業活動を行う企業のうち、制度の趣旨に賛同し、次の表の「家庭教育支援に関する取組み」を二つ以上取り組もうとする企業を言います。

| 家庭教育支援に関する取組み | |
|---|---|
| ※ 2つ以上の項目に取り組んでもらいます | |
| <p>① 学校へ行ってみよう 参観日や保護者会、学校行事等への参加の働きかけや休暇が取りやすい職場環境づくりの取組み （例：有給休暇の取得奨励および優先取得、学校行事への参加促進の呼びかけなどの職場環境づくり、学校行事参加のための半日や時間単位の休暇制度の新設等）</p> | <p>② 仕事を語ろう、仕事を見せよう 子どもたちによる親の職場訪問等の取組み （例：「子ども参観日」として、保護者の働いている職場を参観し、職場見学や体験等を行う）</p> |
| <p>③ 子どもの体験活動をひろげよう 親子や家族で参加する自然体験活動や地域活動 （例：地域貢献活動、レクリエーション、清掃ボランティア、親睦会、社員家族会、感謝祭、自然体験等）</p> | <p>④ 我が社の子育て支援 上記1～3に準じた「子育て環境づくり」に向けた各種の取組み及び学校や地域と連携した取組み （例：家庭教育研修会、中高校生の職場体験学習の受入れ、学校での出前授業や学校行事の支援、地域での子育て支援事業、企業独自の子育て支援策（残業時間削減と地域活動への参加を奨励、育児のための短時間勤務制度等）等）</p> |

また、協力企業には、次のような支援を行っています。

- ・ 企業が行う家庭教育研修への講師の派遣
- ・ 企業内文庫の設置（職場で子どものために本を借りられる環境整備）

子どもたちによる親の職場参観日などは、子どもたちにも職場で働く保護者の方にも好評です。今後も、従業員の方々が家族間の望ましい関係の中で、いきいきと働くことができることや、子どもたちの健やかな成長が将来の社会を支える人材の育成につながることを期待しています。

五 シンポジウムの開催

昨年度に引き続き、企業を始め広く県民に対し、ワーク・ライフ・バランス推進について関心や議論を喚起するためのシンポジウムを開催します。（十一月二十六日に米子市で開催）

実施に当たっては、企業・労働団体・経済団体等からなる実行委員会が主体となって企画・運営を行い、地域に根ざしたワーク・ライフ・バランスについての議論を通して、ワーク・ライフ・バランス推進の社会的気運を醸成していきます。

六 子育て応援・支援に係る取組み

① 父親の育児参加推進事業（お父さんのための子育て出前講座）

父親が子育てに主体的にかかわるきっかけづくりとするため、企業などへ出向き、昼休憩や勤務時間後に、男性従業員を対象に「お父さんのための子育て出前講座」を、子育て支援団



体に委託して実施しています。

子育てにおける夫婦の協力の重要性、父親の存在や役割、子どもの身体的発達や心の育ちなど、子育てに関する情報を提供するとともに、絵本の読み聞かせの体験指導、年齢に応じた絵本の紹介などを行い、父親の育児参加の促進、子育てしやすい環境づくりの意識啓発を図っています。

子どもは日々成長し続けます。昨日とは違った表情を見せる子どもの成長を、お父さんも一緒に味わっていただきたいと願っています。

② とっとり子育て王国創造事業

父親の育児参加推進事業を含め、鳥取県の豊かな自然の中で、地域の応援を受け、安心して子育てができる「子育て王国鳥取県」を創出、発信する「とっとり子育て王国創造事業」を展開しています。

企業や団体、地域の皆さんが子育て家庭を応援する機運醸成を図り、子育て家庭が仕事、地域活動、自己啓発等とともに安心して子育てができる「子育てするなら鳥取県」と言える地域づくりに取り組んでいます。

■ おわりに

本県では、昨年度、今後の県政運営の基本とする将来ビジョン「みんなで創ろう「活力 あんしん 鳥取県」」心豊かな充実生活をめざしてを策定しました。この中で、お互いを認め、尊重し、支え合う社会の実現を目指し、ワーク・ライフ・バランスを促進することとしています。今後も、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、県民への啓発、企業への働きかけなどを行うとともに、企業の取組みを支援する施策を行っていきたくと考えています。